

徳島県告示第七百十八号

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成二十五年法律第一百一号）第十八条第一項の規定に基づき、農用地利用配分計画を認可したので、同条第七項の規定により次のとおり公告する。

令和二年十一月二十四日

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

一 農用地利用配分計画の概要

賃借権の設定等を受ける者		賃借権の設定等を受ける土地	
氏名又は名称	住 所	所 在	面 積 (平方メートル)
武田 理広	美馬郡つるぎ町貞光 字太田西三四一番地	美馬郡つるぎ町貞光 字太田西七八番	八七五・〇〇

二 認可年月日

令和二年十一月二十四日